

社会福祉法人音更町社会福祉協議会と学校法人帯広大谷学園
帯広大谷短期大学との連携に関する包括協定書

社会福祉法人音更町社会福祉協議会（以下「甲」という。）と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり介護福祉関係等の連携に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、介護福祉関係等の分野で包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、活力ある地域社会の形成、地域における介護福祉関係の支援、包括ケア並びに介護福祉関係事業の推進及び人材の育成等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に協力し、連携するものとする。

- (1) 地域における介護福祉関係の支援、包括ケア及び連携に関すること。
- (2) 介護福祉関係の教育支援、人材育成及び人材確保の方策に関すること。
- (3) 介護福祉関係施設の支援及び連携に関すること。
- (4) 介護福祉関係職員の研修及び交流に関すること。
- (5) 介護福祉関係学生への支援に関すること。
- (6) 介護福祉関係事業の推進に関すること。
- (7) その他介護福祉関係の支援、連携等に関すること。

（実施方法）

第3条 前条に定める連携事項の具体的な実施については、定期的に甲及び乙で協議の上、実施するものとする。

（連携連絡会議の設置）

第4条 第2条に定める連携事項を円滑に推進するため、甲及び乙で協議の上、「介護福祉関係連携連絡会議」（以下「連携連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連携連絡会議の詳細については、甲及び乙で協議の上、別に定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、

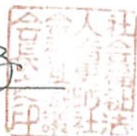
甲及び乙の協議により、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2014（平成26）年12月15日

甲 河東郡音更町大通11丁目1番地
音更町総合福祉センター内
社会福祉法人
音更町社会福祉協議会

会長 河田文之



乙 河東郡音更町希望が丘3番地3
学校法人帯広大谷学園
帯広大谷短期大学

学長 田中厚一

